

建設廃棄物の処理に関する法学的研究

関西大学法学部教授（法博） 植木 哲

目次

- 1 産業廃棄物
- 2 医療廃棄物
- 3 建設廃棄物
- 4 放射性廃棄物

1 産業廃棄物

産業廃棄物については、既に、植木「廃棄物処理施設（最終処分場）の管理と利用をめぐる諸問題」（ジュリスト1055号）および植木『環境汚染への対応』（新日本法規出版）で検討したので、ここでは割愛する。

本研究は、以上の検討を前提に、その特殊な形態として、医療廃棄物、建設廃棄物、放射性廃棄物の問題点を検討する。さらに、産業廃棄物および建設廃棄物の中でもっとも重要な土壌汚染問題につき、ドイツの土壌保全（保護）法（1998年3月17日制定、1999年3月1日施行）を翻訳する。なぜなら、わが国においても、ダイオキシン問題等を契機として、新しい土壌保全法の制定が鶴首されているからである。

2 医療廃棄物

産業廃棄物以外の、特殊な廃棄物処理についての問題点を明らかにしよう。ここで特殊廃棄物とは、廃棄物処理法において、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する」廃棄物のことであり、**特別管理廃棄物**と呼ばれるものである。以下ではその代表として、医療廃棄物を取り上げるとともに、その限界事例として建設廃棄物を検討する。この他、廃棄物処理法の適用除外とされる放射性廃棄物の問題がある。

医療廃棄物であるが、これは従来から呼ばれてきた一般的名称に過ぎず、現行法では**感染性廃棄物**と呼ばれる。平成3年における廃棄物処理法の改正に伴い、「感染性廃棄物の適正処理について」という厚生省生活衛生局水道環境部長通知（平成4・8・13衛環234）が発せられ（これにより平成元年11月に出された「医療廃棄物の適正処理について」の厚生省水道管理部通知は廃止された）、その処理は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」によって取り扱われることになった。

感染性廃棄物とは、医療機関等から発生し、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの

おそれのある廃棄物をいい、具体的には、①血液、血清、血漿及び体液並びに血液製剤、②手術等に伴って発生する病理廃棄物、③血液等が付着した鋭利なもの、④病原微生物関連した試験、検査等に用いられたもの、⑤その他血液等が付着したもの、⑥伝染病予防法、結核予防法その他の法律に規定されている疾患等により患った患者等から発生したもの若しくはこれらが付着した又はそのおそれがあるもので①～⑤に該当しないものを指す。

感染性廃棄物は、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物に分けられ、前者は、特別管理一般廃棄物である感染性廃棄物をいい、後者は特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物をいう。

ところで、廃棄物処理法によれば、**特別管理産業廃棄物の処理**については、これを「運搬又は処分を他人に委託」する場合、その「種類、及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他厚生省令で定める事項を記載した」**特別管理産業廃棄物管理票**を交付しなければならない（法12条の3）。これをマニフェスト制度という。これは、産業廃棄物の運搬及び処分を他人に委託するとき、管理票を交付し、最後の処分業者から最初の排出事業者に戻還させ、適正処理を確認するシステムであり、アメリカの資源保全再生法（RCRA）から受け継がれたものである。わが国では有害廃棄物の処理において採用されている。

このように、感染性廃棄物の委託処理にあたっては、このマニフェストの制度が採用される。前記マニュアルによれば、医療関係機関等は自らの責任において感染性廃棄物を適正に処理しなければならない。この際、産業廃棄物および特別管理産業廃棄物については、排出事業者の責任において「自ら又は他人に委託して」処理するものとされる。このうち**委託処理**は、法の定める許可を受けた「特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者」により、委託基準に基づき、事前に委託契約を締結して行われなければならない。このとき、医療関係者等は、「感染性廃棄物を引き渡す際に、廃棄物の種類、量、性状、取扱い方法等を記載したマニフェストを交付」し、処理業者から返送されるマニフェストにより、適正処理を確認するものとされる。実際には、この手続は、法12条の2第3項、14条の4第8項、施行令6条の5、6条の2第1項・2項、施行規則8条の16等に基づいて行われる。

問題は医療廃棄物の排出処理においてこれがどこまで徹底されているかである。委託業者の不法処理がしばしば報道されることからすれば、ことはマニフェスト制度の信頼に係わる問題であり、十分な取締が要請される。またこのマニフェスト制度は前述の特別管理産業廃棄物にのみ採用されるのであるが、感染性廃棄物のうち**特別管理一般廃棄物**を、その危険性等に照らすとき、特別管理産業廃棄物と区別することはあまり現実的でない。